

## おおさか障がい者就労施設ガイドへの掲載に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型、就労継続支援A型、生活介護および地域活動支援センターの事業所等（以下、事業所等）の所在や商品・サービスの提供に関する情報を広く発信するために大阪府が運営する「おおさか障がい者就労施設ガイド」への掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### (おおさか障がい者就労施設ガイドに関する権利)

第2条 おおさか障がい者就労施設ガイドに関する一切の権利は大阪府に属する。

### (事務)

第3条 この規定に関する事務は、エル・チャレンジ共同企業体（以下「事務局」という。）が行う。

### (届出)

第4条 おおさか障がい者就労施設ガイドに情報を掲載しようとする事業所等は、あらかじめ掲載希望届（別記様式）に必要な事項を記入して事務局に届出するものとする。

### (掲載)

第5条 事務局は前条の届出があった場合は、その内容を精査し、第6条の各号に該当しないと認められる場合、届出の内容に基づきおおさか障がい者就労施設ガイドへの掲載について必要な手続きを行うものとする。

### (掲載の制限)

第6条 おおさか障がい者就労施設ガイドの掲載が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 大阪府及びおおさか障がい者就労施設ガイドの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 第三者に誤認等を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他別に定める要件に該当しない場合

### (掲載にかかる負担金)

第7条 事業所等のおおさか障がい者就労施設ガイドの掲載にかかる負担金等については、当

分の間、無料とする。

(掲載内容の変更等)

第8条 事業所等が掲載内容について変更をしようとする場合は、事務局の指示するところにより変更を行うものとする。

(掲載内容の削除等)

第9条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、おおさか障がい者就労施設ガイドにおける掲載内容を削除するものとする。

(1) 掲載内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) その他おおさか障がい者就労施設ガイドの掲載継続が不相当であると認められた場合

2 大阪府及び事務局は、前項の規定による掲載の削除により事業所等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第10条 大阪府及び事務局は、事業所等がこの規定によるおおさか障がい者就労施設ガイドの掲載に要した経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 大阪府及び事務局は、おおさか障がい者就労施設ガイドへの掲載をしたことに起因する

損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 事業所等は、おおさか障がい者就労施設ガイドを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、大阪府及び事務局に迷惑を及ぼさないように処理する

ものとする。

3 事業所等は、おおさか障がい者就労施設ガイドの利用に際して故意又は過失により大阪府及び機構に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、おおさか障がい者就労施設ガイドの掲載に関して必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成26年4月1日から適用する。